

## 平成30年度 第3回習志野市都市計画審議会 会議録

### 1. 会議名

平成30年度第3回習志野市都市計画審議会

### 2. 開催日時

平成31年1月30日(水) 10:00～11:45

### 3. 開催場所

習志野市役所 G階 会議室B・C

### 4. 出席者氏名

委員 飯生(良)委員、宍倉委員、柴田委員、瀬戸川委員、高橋(君)委員、  
寺木委員、廣田委員、荒原委員、飯生(喜)委員、関根委員、  
立崎委員、布施委員、葛谷委員、高橋(勝)委員

### 5. 議題

①会議録署名委員の指名

### 6. 報告事項

①都市計画道路等見直しに関する取組み状況について

②生産緑地地区に関する取組み状況について

### 7. 会議録(要約)

廣田会長：

平成30年度第3回習志野市都市計画審議会を開会します。  
ただいまの出席委員は、14名ですので本会議は成立しました。  
次に、日程第1「会議録署名委員の指名」についてお諮りします。

名簿順で高橋君枝委員と寺木委員を指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

《「はい」の声あり》

廣田会長：

高橋君枝委員と寺木委員を指名します。

続きまして、日程第2「報告事項」に移ります。

報告事項1「都市計画道路等見直しに関する取組み状況について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：

**報告事項(1)「都市計画道路等見直しに関する取組み状況について」**  
(事務局より資料に基づいて説明)

廣田会長：

ただいまの説明について、御意見、御質問等ありましたら、お願いします。

立崎委員：

廃止道路について今説明が行われましたが、全体を掌握するのは難しい。梅林公園から花咲を通過して京成大久保駅に突き当たる都市計画道路についていいですか。

事務局：

ご質問の道路は都市計画道路3・4・11号線という道路になり、京成大久保駅前から梅林園の間の区間は、一部まだ事業中ではあるものの、ほぼ完成している状況です。今回は、未整備になっている区間の必要性について検討して、存続・変更・廃止の評価をするものです。今回対象としているのは梅林園から国道14号線の間です。

立崎委員：

つまりその先の計画は、廃止するということですか。

事務局：

第一段階、第二段階では、梅林園から国道14号線の間について、廃止候補として検討しているところです。

立崎委員：

道路整備されている箇所が相当ありますが、廃止するのですか。

事務局：

梅林園の交差点の周辺で事業を行っているところですが、その先から京成大久保駅南側、この区間については整備が終わっています。

立崎委員：

今は京成大久保駅のところで突き当たった状態ですが、昔はそのまま昔の警察の方、三山の方へ行く計画があった。

事務局：

京成大久保駅の北と南が分断されている状況になっていますが、今回の検討では、現在計画されていて未整備になっている道路について評価させていただきたいと考えています。

立崎委員：

京成大久保駅で南北に分断されていますが、その先の計画はどうするのですか。

事務局：

新しく都市計画決定を行って、南北を結ぶ路線を新たに設定する検討を今回行う予定はありません。

柴田委員：

非常に重要な取り組みだと思います。見直しの路線の選定ですが、幹線道路23路線が12路線に絞り込みが行われたのですか。絞り込まれているとしたら、その過程を説明いただけますか。

事務局：

まず、幹線街路23路線全てのうち、未整備区間を含む路線として12路線を抽出しています。その12路線について、上位計画の位置づけ、都市間拠点の連絡のための機能、都市防災のための機能、地形的な制約条件などに関して一次評価を行いました。その後二次評価として、廃止してもネットワークが確保できるかどうか、市街化調整区域内の道路かどうかといった二次評価を行い、3路線5区間が第二段階の廃止候補となりました。

柴田委員：

23路線から12路線を除いた11路線は、未整備区間を含んでいないという理解でよいですか。

事務局：

23路線のうち10路線は完成しています。もう1路線が、都市計画道路3・3・1号線で、現在すべての区間を整備中なので除いています。残りの12路線が部分的に整備されていなかったり、全て整備されていなかったりということで選定しています。

柴田委員：

市全体の交通ネットワークの観点や防災といった観点で、評価を進めていることは理解できましたが、現在の整備状況によって交通事故が発生しているといった検討は

どのように織り込まれているのでしょうか。例えば、3・4・15号線、大久保本郷線について、現道でネットワークを維持できるので廃止という説明だったと思いますが、一方で東金街道の踏切で交通渋滞が発生し、公園の中を通っていく迂回交通が発生していると思われます。そういったところの安全性が考慮されているのかというのが1点。

もう1点目は、今回見直しの出発点といいますか、大きな課題のところ、財政状況が厳しいということも課題としてあがっていますが、財政的な合理性がどれほど高まるものなのか、財政的な課題に対して今回の見直しをした結果、その課題の解消に寄与するというようなところも検討の結果として説明があると、より合理的に説明されて良いと思います。

事務局：

まず、1点目の周辺の安全性についての評価ですが、この後に予定している第三段階の評価の中で、この廃止候補区間を廃止した場合に、周辺の道路にどの程度の交通量が振り分けられ、どの程度混雑度が変化するのかということについて、評価を行う予定です。ただある程度規模を持った道路でないと推計が難しいので、全ての生活道路に対する評価というのは難しいですが、代替として考えられる道路への影響については、次の第三段階の中で評価・検討をしていきたいと思います。

2点目の整備費用、費用対効果の話ですが、今回の見直しについては、ガイドラインに基づき、必要性を総合的に判断するというものになっており、費用対効果についても判断指標となっています。費用対効果について判断することが目的ではないのですが、今後の検討課題とさせていただければと思います。

柴田委員：

財政面の情報につきましては検討いただければと思います。生活道路が第三段階で、十分に評価できないかもしれないということですが、人命に関わる事故は生活道路でも起きるわけです。一方でそういった情報が反映されていないのはなかなか難しいと感じています。こういう説明は、すぐイメージできないところがあり、ここに住んでいる方に対し情報が十分に届いていない状態だと思っています。例えば素案として固まって、あるいは意思決定された後に、なぜ生活道路の問題が考慮されていないのかといった声が上がって、もう一度検討するということになってしまっただけでは効率が悪いと思います。案がまとまった段階でパブリックコメントというようなお話ですけれども、必要に応じて、生活道路の課題のようなところも、何か情報として拾えるようなプロセスを踏んでいただければ、より合理的な見直しにつながって行くと思いますので、何か地元の細かい情報を集約するような手続きを入れていただければ、より良いと思いました。

廣田会長：

重要な指摘だと思いますので、事務局は参考にさせていただければと思います。

寺木委員：

上位計画のマスタープランの策定後にPDCAサイクルを行い、都市計画道路の見直しを行っているということは大事なことです。20年以上前に決まったものが未だに

計画として残っていると、交通だけではなく、色々な分野で、考え方がかなり変わってきていたり進んできていたりしている。例えば、防災では、市街地を分節してそれぞれの単位ごとに防災機能を持たせるような考え方が阪神淡路大震災以降相当進んできている。その考え方に基づいて、この都市防災の考え方も変わっているでしょうし、道路はコミュニティを分断する機能も出てきてしまうので、一次評価の視点が交通分野の視点になっている気がします。そうすると例えば防災の側から都市計画道路に関する知識が無い、住宅業の分野やコミュニティの分野から、もう1回意見を貰うようなプロセスを今後の対応の中に入れると、手戻りが防げると思います。庁内でも結構ですし、可能であれば専門の方々に意見を貰っても良いですし。

今説明があったのは都市計画道路の話だけで良いでしょうか。市単道路のほうがどちらかと言えば生活に密着する機能を持つわけですから、市単道路も見直ししているのであれば、市単道路の話まで含めて説明すると、地元に対して、生活上の不便が発生するようなことは無いということがよくわかると思います。他の分野との連携の話と交通分野の中の都市計画道路と市単道路の連携の話、両方説明されると、理解が進むのではないかと思います。

事務局：

市単道路については、今回は都市計画審議会ということなので都市計画道路のことについて中心にお話させていただいたのですが、今回の見直し検討の中では、市単道路についても必要性というのは検証・検討しているところです。市単道路は都市計画道路とは異なり、都市計画法に基づいた道路ではないので扱いが難しいのですが、市単道路についても併せて検討を行っているところです。

飯生(喜正)委員：

全体的な都市計画道路の見直しの必要性は感じていますが、生活道路に影響が出ないか十分検討するべきだと思います。また、市街化調整区域の計画道路について見直しをするということ、安易に本市で取り入れていいのかどうか。本市の市街化調整区域の割合がどんなものかというほんの僅かです。当然市街化調整区域の中の道路に造ってはならない都市計画道路はあると思いますが、他市を参考するのは基準としてどうなのかと感じています。

買収している土地もあると思いますが、そういった土地は全体の何%なのでしょうか。特に廃止予定としている道路の中で、買収されている土地があるのでしょうか。

事務局：

今手元に資料がありませんが、将来の計画道路用地として確保されている土地は、市内に存在すると認識しています。

飯生(喜正)委員：

廃止になった場合、買収した土地については今後どのように活用していく予定なのですか。

事務局：

将来の道路用地として取得している土地は、地権者の方から将来の道路整備のために提供していただいている土地でもありますので、どのような形で利用していくのか、今後の検討課題として取り組んでいきたいと考えています。

飯生(良)委員：

大久保の廃止路線ですけれども、農地から宅地になった時に、道路ができるから下がるようにと言われているのですが、廃止ではなくて延期ということにはならないのですか。幕張八千代線の近くに農地があったところは、農地転用で建物を建てるときに、道路ができるから下がるようにという話があったんですよね。

事務局：

廃止と決まったわけではなくて、あくまでも廃止候補です。その建物が建てられた時に、都市計画道路の計画があるので下がって建ててはいけないという指導が入ったということですが、都市計画法の中で、都市計画決定されている区域の中における建築制限の規定があるので指導があったものと思われれます。長期未整備の路線においては、そういった制限が付き続けてしまうことによって、地権者の方の権利をどう考えていくかという背景もあり、見直し作業を始めています。

飯生(良)委員：

まだ候補ということですか。

事務局：

はい、候補です。

飯生(良)委員：

浜田川から実籾小学校にかけて、くぼ地があるんですよね。それは何故かと言うと、千葉県が2600万年ぐらい前に太平洋から移ってきてぶつかってできたのです。幕張から秩父にかけて、断層帯がいくつかあって、まだわからない断層帯もたくさんある。断層帯などそういうことについての話はないのですか。

事務局：

今回の検討の中では、そこまでの検討は行っていません。

飯生(良)委員：

うちの避難地域は実籾高校や実籾小学校になっています。そうすると、結局くぼ地を超えていかななくてはならない。地震があつて道路が断裂した場合は、とてもじゃないけど行けません。

宍倉委員：

15-2号線、実籾高校の北側の道路ですが、その先が市街化調整区域になって

いるので、廃止の方向というふうなお話だと思っておりますが、この先は全て狭い迂回路となっています。公園の中や住宅地を対向車が交互にすれ違っている状況です。現在、通行車両の台数も増えてきており、安全性に問題がある場所ばかりだと思っております。実籾駅前通りが整備されてきて、南に延伸中の道路が幕張八千代線との分岐点に接続することになり、この15-2号線が出来たら、東金街道を通らなくても、屋敷や大久保方面に抜ける道として、かなりの利用価値があるものと思われれます。現在、幕張八千代線に関してはアンダーパスが出来、渋滞も緩和され車の流れもスムーズになり、安全性も確保されてきてはいますが、東金街道については踏切で遮断されており渋滞はかなりのものです。この15-2号線の整備による通行量の分散と安全性の観点からも検討いただければと思っております。

高橋(勝)委員：

12路線の未整備区間があるとのことですが、その下に駅広箇所とありますよね。評価一覧表の中には駅広のことは書いてありませんが、京成大久保北口交通広場に対する評価はどうなっているのでしょうか。

事務局：

駅前広場1か所は、京成大久保駅の北口の交通広場ということで都市計画決定されています。今回の見直し対象としては、未整備区間を含んでいる都市計画道路を対象としていますので、駅前広場1か所については対象としておりません。

荒原委員：

市単道路の地図を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局：

後日事務局から資料提供させていただければと思っております。

立崎委員：

都市計画道路の廃止については、もっと以前に行うべきだったのだと思っております。規制がでてきますから。例えば、済生会病院から藤崎に抜けていく都市計画道路にしても何故作るのか。起伏が多いし、そういうところを廃止するならもっと早めにやるべきだったのではないかと思います。そういうことは考えなかったのですか。

事務局：

都市計画道路の見直しに関する取組みに関しては、今回の取組み以前にも、一度見直しを実施しています。その際は、まだ人口減に転ずる前でしたので、全て存続、必要性があると判断し、見直しの結果どこも変更廃止せず、今に至っているという経緯があります。今回の見直しに関しては、千葉県のガイドラインや、国の指針の発出に、将来の人口減少、少子高齢化が進むという背景があり、今回新たに見直し作業を進めているところです。

廣田会長：

以上で報告事項1「都市計画道路等見直しに関する取組み状況について」を終了します。

続いて報告事項2「生産緑地地区に関する取組み状況について」、事務局説明をお願いします。

事務局：

**報告事項(2)「生産緑地地区に関する取組み状況について」**  
(事務局より資料に基づいて説明)

廣田会長：

ただいまの事務局の説明について、ご意見ご質問等をお願いします。

関根委員：

都市計画審議会において意見を聞いた上で指定をしていくという文言が何回か出てきますが、あくまでも報告という認識をしていますが、それでよろしいでしょうか。

事務局：

はい。その通りです。

廣田会長：

その他ご意見ありませんか。

以上で報告事項2「生産緑地地区に関する取組み状況について」を終了します。

続きまして、日程第3「その他」に入ります。事務局から何かありますか。

事務局：

特にありません。

廣田会長：

これもちまして、平成30年度第3回習志野市都市計画審議会を閉会します。

## 8. 所管課名

都市環境部 都市計画課

電話番号 047-451-1151 (内線)271